

退職手当規則の改正一覧

平成 30 年 1 月 1 日施行

改正の趣旨		該当条項（改正内容）	
		職員退職手当規則	年俸制適用職員退職手当規則
1	国家公務員退職手当法（改正法）に準じ、退職手当の算定に係る調整率等の改定を行う。	附則第 2 項※（調整率の引下げ：87/100→83.7/100） 附則第 5 項（指定職俸給表 8 号俸を超える者の調整額変更） 附則(H18.4.1)第 2 項（H18.4 施行経過措置に係る調整率引下げ）	
2	現行規則では、教員の定年年齢を就業規則と同じ（65 歳）とする一方、退職手当の算定上は運営費交付金の算定ルールに合わせ 63 歳を定年としてその定年年度末までの在職期間を基に計算するための各種特例を規定しているが、規則の明確化を図るため、退職手当の算定方法に則した定年の定義規定の見直しと各種特例の削除並びに退職手当法との整合性を図る改正を行う。	第 3 条第 4 号（本規則上の定年年齢の定義を改正：教員 65 歳→63 歳） 第 6 条第 2 項（不要な規定の削除及び退職手当法との整合を図る改正） 第 7 条第 4 項（特例としての 63 歳年度末みなし退職規定の削除） 第 8 条第 4 項（上記と同じ） 第 9 条第 2 項（退職手当法との整合を図る改定） 第 10 条第 1 項（第 3 条第 4 号の改正により不要となる規定の削除） 第 14 条第 5 項（不要な規定の削除）	
3	文部科学省が定める年俸制導入促進費の精算ルールに適合するよう、①一般の教職員に係る退職手当算定の基礎となる在職期間の計算において、年俸制適用期間を除算するほか、②教員である年俸制適用職員に係る退職手当を算定する際に適用する退職手当規則の特例を定める。	第 16 条第 2 項（本学の年俸制適用期間は在職期間から除算） 第 17 条第 8 項（他大学等の年俸制適用期間は在職期間から除算）	第 3 条第 1 項（63 歳年度末の翌日以降に退職した教員に適用する退職手当規則は当該年度末時点のものとする）
4	引用条項が不整合である箇所を是正するため、所要の改正を行う。	第 14 条第 1 項（過去の就業規則改正時の改正漏れの整備） 第 24 条第 2 項※（本項で準用する第 23 条第 2 項（5 年以内の返納請求）と準用先の本条第 1 項（1 年以内の返納請求）の矛盾を解消するための整備） 第 25 条第 7 項※（上記と同趣旨）	
5	文言の整理を行うため	第 2 条／第 6 条第 1 項／第 10 条第 2 項／第 15 条第 1 項／第 16 条第 3 項／第 17 条第 7 項／第 18 条第 2 項／第 19 条の 2 第 5 項／第 27 条第 1 項	

※役員退職手当規則も同様の改正を行う。